

経済産業省

20231120電委第1号

2023年11月21日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」を踏
まえたインバランス料金制度の運用に関する建議について

インバランス料金は、実需給における過不足を精算する単価であり、価格シグナルのベースとなるものです。2022年度に新インバランス料金制度が導入され、その内容は「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」（以下、「中間とりまとめ」）としてとりまとめられていますが、今般、補正料金算定インデックスや沖縄エリアにおけるインバランス料金制度について、当該「中間とりまとめ」を改定しました。当該「中間とりまとめ」を踏まえてインバランス料金制度を運用することが電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」の改定事項

- 現行の中間とりまとめでは、補正料金算定インデックスに関して、「将来的（2024年度）には補正料金算定インデックスを各一般送配電事業者等の予備率（広域予備率）と一本化することを目指す」と記載されているところ、2024年度以降、補正料金算定インデックスは予備率（広域予備率）を参照する。
- Cの値に関して、現行の中間とりまとめでは、「2022年度から2023年度までの2年間は、暫定的な措置として、需給要因により高騰したと考えられる過去の時間前市場での約定の最高価格を参考に200円/kWhを適用する」と記載されているところ、2024年度のCの値は引き続き暫定的な措置として200円/kWhを適用し、2025年度以降に関しては別途検討する。
- 各コマの限界的なkWh価格の決定方法に関して、現行の中間とりまとめでは、「調整力の広域運用は、2021年度からは15分ごとの指令、2023年度からは5分ごとの指令によって運用される予定。したがって、30分コマ内に、前半15分と後半15分の二つの限界的なkWh価格が存在することになる。（2023年度以降は5分ごと6つの限界的なkWh価格が存在することになる。）」等の記載があるところ、2023年度以降は5分ごとの指令によって運用されることを踏まえて限界的なkWh価格が決定されることを明確化する。
- 沖縄エリアのインバランス料金に関して、第66回電力・ガス基本政策小委員会（2023年10月）において、計画停電の実施基準および需給ひっ迫警報の発令基準がそれぞれ4.9万kWと8.1万kWに見直されたことから、補正料金算定インデックスの基準値【A】、【B¹】、【B】を修正する。